

国官参水第64号
国水水第201号
国水下第26号
令和6年9月24日

都道府県水道行政担当部長 殿
都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省大臣官房

参事官(上下水道技術)
水管理・国土保全局
水道事業課長
下水道事業課長

上下水道耐震化計画の策定について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、上下水道施設の甚大な被害が発生し、特に、浄水場や下水処理場及びそれらの施設に直結した管路等、被災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムの急所施設の耐震化が未実施であったこと等により、復旧が長期化した。

更に、災害時においても従前どおり水の使用を可能とするためには、水道と下水道の両方の機能を確保することが重要であり、事前に水道事業者等(水道用水供給事業者を含む。)と下水道管理者の間で調整を行い、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を計画的・重点的に進める必要がある。

このため、現在、全ての水道事業者等及び下水道管理者に対して、上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化状況について緊急点検をお願いしているところであるが、この結果を踏まえ上下水道一体で耐震化を推進するため、下記のとおり「上下水道耐震化計画」を策定するようお願いする。

都道府県におかれては、貴管内の水道事業者等及び下水道管理者(政令指定都市を除く。)に対して、この旨周知いただくようお願いする。

記

1. 上下水道耐震化計画について

上下水道耐震化計画とは、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要となる上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画である。

なお、計画策定にあたっては、人口減少を考慮した施設規模の適正化等を踏まえることとする。

2. 策定主体について

上下水道耐震化計画の策定主体は、全ての水道事業者等及び下水道管理者とする。計画策定にあたっては、関係する水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行いながら、上下水道一体の計画とすることを基本とする。なお、水道事業者等とは、上水道事業者、簡易水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。

3. 策定期限について

上下水道耐震化計画の策定期限は、令和7年1月末日までとする。なお、災害対応等の理由により期限までの対応が著しく困難な者は、この限りではない。

4. 計画期間について

上下水道耐震化計画の計画期間は、原則、令和7年度から5年程度とする。

5. 上下水道耐震化計画の内容について

上下水道耐震化計画に定める主な事項は、以下のとおりとする。

- ① 目標
- ② 計画期間
- ③ 避難所等の重要施設の設定
- ④ 水道システムの急所施設の耐震化
- ⑤ 避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化
- ⑥ 下水道システムの急所施設の耐震化
- ⑦ 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化

以上

「上下水道耐震化計画」の策定について

参考

- 全ての水道事業者等及び下水道管理者において、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要となる上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するため、令和7年1月末日まで^{※1}に「上下水道耐震化計画」の策定をお願いいたします。なお、計画策定にあたっては、人口減少を考慮した施設規模の適正化等を踏まえることとする。

① 上下水道システムの急所施設（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）

【水道】 取水施設、導水管、浄水場、送水管、配水池

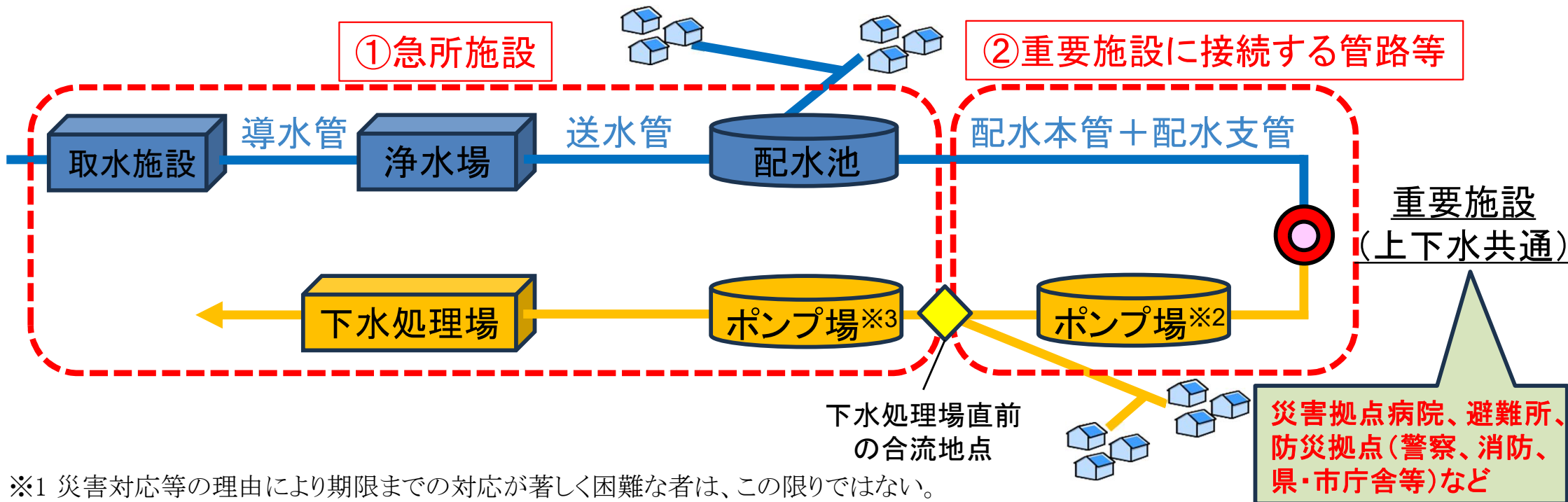
【下水道】 下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場

（なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。）

② 避難所等の重要施設に接続する水道・下水道の管路等

【水道】 避難所等の重要施設に接続する配水本管及び配水支管

【下水道】 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場^{※2}



※1 災害対応等の理由により期限までの対応が著しく困難な者は、この限りではない。

※2 最終合流地点にあるポンプ場は含まない。

※3 下水処理場直前の合流地点以降のポンプ場をいう。